

蒲都市の緑の分析・評価

蒲郡市の緑の分析・評価

1 現況の緑の分析・評価

都市において緑地が果たしている機能は、「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観形成」の4つに大別されます。そこで、これら4つの機能別に、下表に示す視点に基づいて現況緑地を評価します。さらに、「緑の管理、市民参加」の視点を加え、本市の緑に関する特徴を整理します。

緑地の機能	対象とする緑	評価の視点
環境保全	都市の骨格となる緑地及び身近に存在する小規模な緑とオープンスペース 野生生物の生息地あるいはヒートアイランド現象などの環境負荷の軽減等の機能を持つ緑地	①都市の骨格を形成する緑 ②自然環境に恵まれた緑 ③農林業地を形成する緑 ④快適な生活環境を支援する緑 ⑤都市環境を維持・改善する緑 ⑥歴史的風土を継承する緑 ⑦多様な生物が生息する緑
レクリエーション	日常や週末のレクリエーション活動に利用される緑地	①自然とのふれあいの場となる緑 ②広域的なレクリエーションの場となる緑 ③身近なレクリエーションの場となる緑 ④ネットワークを形成する緑
防 災	災害の防止に役立つ緑地 災害時における避難路、避難地となる緑地 都市公害の緩和に対処し得る緑地	①自然災害の軽減に寄与する緑 ②人為災害の軽減に寄与する緑 ③避難路、避難場所として機能する緑
景観形成	郷土景観を構成する緑地 市街地内のランドマーク、シンボルとなるような緑地	① 郷土の景観を形成する緑 ② 地区の景観を支える緑 ③ 眺望点となる緑 ④ ランドマークとなる緑地 ⑤ 都市景観の向上に寄与する緑

参照：「緑の基本計画ハンドブック 令和3年改訂版」（日本公園緑地協会）

(1) 環境保全の視点による分析・評価

①都市の骨格を形成する緑

- 本市は、東西及び北側を御堂山から五井山、遠望峰山、三ヶ根山に至る山地に、南側を三河湾に囲まれた地域です。また、西田川、落合川、拾石川などの河川は、市街地を縦断して、山地や丘陵地の緑地と海岸部の緑地を結ぶ緑の軸を形成しています。これらの緑地は、都市の骨格を形成し、本市の緑を特徴づける重要な要素となっています。

②自然環境に恵まれた緑

- 三河大島や竹島等の島しょの樹林、文化財・天然記念物や社寺境内地の緑、松島遊歩道・橋田鼻遊歩道一帯の自然海岸は、本市の価値を高める魅力的な自然を構築しています。

③農林業地を形成する緑

- 丘陵地に広がる果樹園等の農地は、みかん、イチゴ等の生産基盤としてだけでなく、緑豊かな環境の維持に寄与しています。しかし、宅地化の進展や担い手の減少により果樹園を主に農地面積が減少しています。

④快適な生活環境を支援する緑

- 市街地に整備された都市公園、公共施設緑地（港湾緑地、児童遊園地等）、社寺境内地等は、市民に身近な緑を提供し、快適な生活環境の維持・向上に寄与しています。

⑤都市環境を維持・改善する緑

- 市街地及び市街地周辺に島状に分布する里山林、農地や三河湾に面した海岸一帯からの冷涼な大気は、河川や幹線道路を通して市街地内をめぐり、ヒートアイランド現象の緩和など都市環境を改善します。

⑥歴史的風土を継承する緑

- 上ノ郷城跡、竹ノ谷城跡などの史跡や文化財と一体となった樹林地や社寺境内地の緑は、地域の歴史・文化を継承し、本市の歴史的風土を物語る要素となっています。

⑦多様な生物が生息する緑

- 山地の樹林や市街地及び市街地周辺に島状に分布する里山林、社寺境内地などの緑地、幹線道路の街路樹、河川、海岸の水辺は、多様な動植物の生息・生育、移動のための貴重な資源です。

対象となる緑地 評価の視点	山地の樹林	島しょの樹林	丘陵地の果樹園	市街地の里山林・農地	海岸の水辺	河川	都市公園	公共施設緑地	社寺境内地	文化財・天然記念物	街路樹
①都市の骨格を形成する緑	●		●		●	●					
②自然環境に恵まれた緑	●	●			●				●	●	
③農林業地を形成する緑			●								
④快適な生活環境を支援する緑							●	●	●		
⑤都市環境を維持・改善する緑				●	●	●					●
⑥歴史的風土を継承する緑									●	●	
⑦多様な生物が生息する緑	●			●	●	●			●		●

(2) レクリエーションの視点による分析・評価

①自然とのふれあいの場となる緑

- 環境学習や自然とのふれあいに対するニーズが高まる中、景勝地竹島をはじめとする国定公園園地、中央公園等の森林や水辺と一体となった公園緑地、また三河湾沿岸の水辺等は、自然体験活動や自然観察会など、自然とのふれあいの場として活用されています。また、安全な“食”への関心の高まりや耕作放棄地の活用の観点から、市民農園は自然の恵みを感じる場として今後も活用が望まれます。

②広域的なレクリエーションの場となる緑

- 中央公園（地区公園）や、大塚海浜緑地、蒲郡緑地、公園グラウンド、とよおか湖公園は、休憩や運動など様々な目的で利用できる市民のレクリエーションの場として、市域の各所に配置されています。近年、一部の施設では、利用頻度が著しく低下しているものも見受けられ、改善が求められています。また、温泉郷に隣接する竹島園地、西浦園地、あじさいの里は、レクリエーションの場として市民や市外からの観光客等が訪れています。

③身近なレクリエーションの場となる緑

- 市街地内に整備された街区公園や近隣公園、児童遊園地等は、市民が歩いて訪れることができる身近な緑です。街区・近隣公園は、平成 21 年以降に蒲郡蒲南地区をはじめとする土地区画整理事業等地区内に 7 公園が整備された一方、都市公園の整備が進まない地域が存在します。供用開始から長い期間が経過し施設の老朽化が進んでいる都市公園も多くあり、安全確保や魅力向上のため、施設等の更新を計画的に行っていく必要があります。

④ネットワークを形成する緑

- 快適に歩ける遊歩道や広幅員の歩道等で公園緑地を結びつけることによって、各公園緑地の利便性を高めることができます。また近年、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指したウォーカブルなまちづくりが進められていることから、街路樹などで緑化された幹線道路や海岸・河川の水辺の歩行空間を整備することによる快適性の向上が求められています。

評価の視点 \ 対象となる緑地	規模の大きな公園緑地等					街区公園・近隣公園	児童遊園地等	国定公園園地	市民農園	海岸・河川の緑地・水辺	街路樹のある幹線道路
	中央公園	大塚海浜緑地	蒲郡緑地	公園グラウンド	とよおか湖公園						
①自然とのふれあいの場となる緑	●	●			●			●	●	●	
②広域的なレクリエーションの場となる緑	●	●	●	●	●			●			
③身近なレクリエーションの場となる緑						●	●				
④ネットワークを形成する緑										●	●

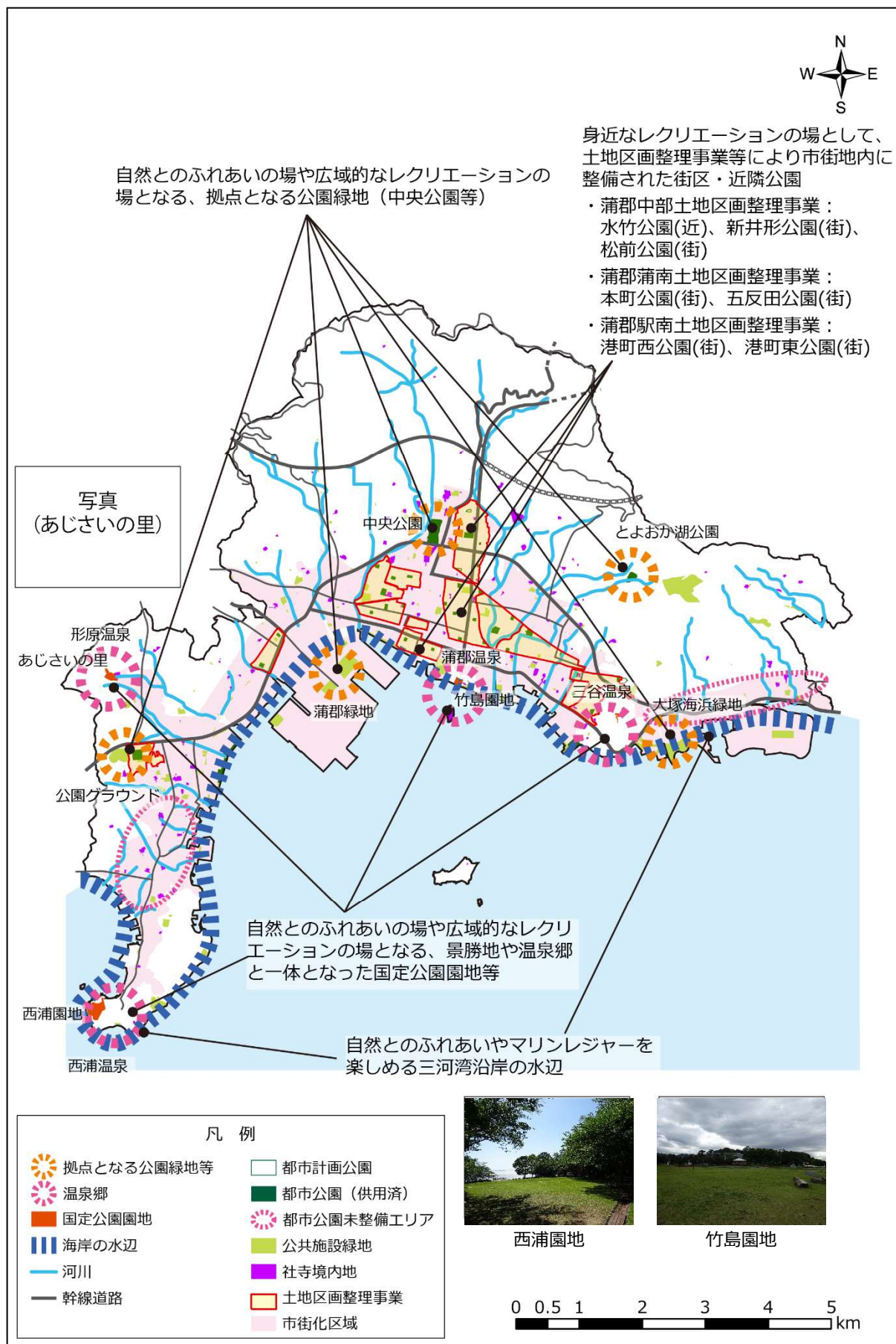


図 レクリエーションの視点による分析・評価の概要

(3) 防災の視点による分析・評価

①自然災害の軽減に寄与する緑

- 河川は、台風や集中豪雨などによる水害被害を軽減する上で重要な役割を果たしているため、河川改修等の防災対策を進めています。また、山地の樹林や丘陵地の果樹園、市街地内の農地等は、雨水の保水機能を有しており、水害被害を軽減する効果があります。近年、都市間を結ぶ国道 23 号蒲郡バイパスの整備によりインターチェンジ周辺の土地活用が進みつつあり、保水機能の低下が懸念されます。

②人為災害の軽減に寄与する緑

- 市街地での火災発生時において、都市公園や幹線道路、河川などのオープンスペースは、延焼の防止や遅延といった火災被害などを軽減する役割を有しています。古くからの街並みが残る地域では、これらのオープンスペースの確保が十分にできず、火災時に被害が拡大する恐れがあります。

③避難路、避難場所として機能する緑

- 小・中学校のグラウンドや都市公園は、震災など緊急時の避難場所として、安全を確保するための重要なオープンスペースとなります。また、大きな樹冠を形成する街路樹は、地震や火災の発生時に倒壊家屋の支えや、加害物から身体を守る盾の役割を果たしています。しかし、近年、街路樹の成長による歩道の根上りや落ち葉の処理により歩行の快適性が低下するなど、街路樹の維持管理が課題となっており、中高木への植替えなどの対策が検討されています。

対象となる緑地 評価の視点	山地の樹林	丘陵地の果樹園	市街地の都市公園	市街地の農地	小中学校のグラウンド	河川	緑化された幹線道路等
①自然災害の軽減に寄与する緑	●	●		●		●	
②人為災害の軽減に寄与する緑			●			●	●
③避難路、避難場所として機能する緑			●		●		●



図 防災の視点による分析・評価の概要

(4) 景観形成の視点による分析・評価

①郷土の景観を形成する緑

- 国定公園に指定される御堂山から三ヶ根山の山並みや竹島、三河大島等の島しょ、三河湾に面した海岸線及び丘陵地に広がる果樹園は、本市特有の緑に囲まれた遠景を構成し、本市を代表する景観を形成しています。観光のまちとしての代表的な景観要素に4つの温泉郷やラグーナ蒲郡があげられ、周辺の緑地を含めて魅力ある景観を形成しています。

②地区の景観を支える緑

- 清田の大クスや無量寺の大クスなど指定文化財と一体の緑地や社寺境内地は、地域の生活や文化に根ざした景観を構成する緑地として親しまれています。双太山公園、水竹公園等の都市公園、街路樹などで緑化された三河湾オレンジロードやマリノロード等の幹線道路、親水空間が整備された西田川や拾石川など河川の水辺は、各地区の緑の拠点や軸を構成する緑地として、地区を代表する景観を形成しています。

③眺望点となる緑

- 地形変化に富む本市には、市街地や三河湾を一望できる眺望点が多く存在し、遠望峰山や三ヶ根山、竹島などからは、海や山並みを背景とした市街地を眺望することができます。

④ランドマークとなる緑地

- 竹島、三河大島等の島しょは、本市の景観のランドマークとなる緑地であり、市民や観光客に親しまれています。

⑤都市景観の向上に寄与する緑

- 市街地内の都市公園は緑の拠点として、街路樹などで緑化された幹線道路は緑のネットワークの軸となり、まちなかに潤いを与え、都市景観の向上に寄与しています。

対象となる緑地 評価の視点	山地	島しょ (竹島、 三河大島等)	丘陵地 の果樹園	海岸 線	河川	都市公園・ 緑地	温泉郷と 一体の緑地	社寺境内 地	指定文化 財と一体 の緑地	緑化され た幹線道 路
①郷土の景観を形成する緑	●	●	●	●			●			
②地区の景観を支える緑					●	●		●	●	●
③眺望点となる緑	●									
④ランドマークとなる緑地		●								
⑤都市景観の向上に寄与する緑						●				●



図 景観形成の視点による分析・評価の概要

(5) 緑の管理、市民参加の視点による分析・評価

①道路、公園等の美化活動等への市民参加

- 街路樹や街区公園等は身近な緑ですが、維持・管理に関する経費等が限られ、行政のみでは十分な対応が困難な状況にあります。本市では、蒲郡市公共施設里親制度（アダプトプログラム）等を活用し、地域住民との協働による美化活動や植栽の管理等を進めており、登録団体数及び登録人数も年々増えています。市民へのアダプトプログラム等の周知や、市民団体や民間事業者等多様な主体が参加できる管理体制の構築を引き続き進める必要があります。

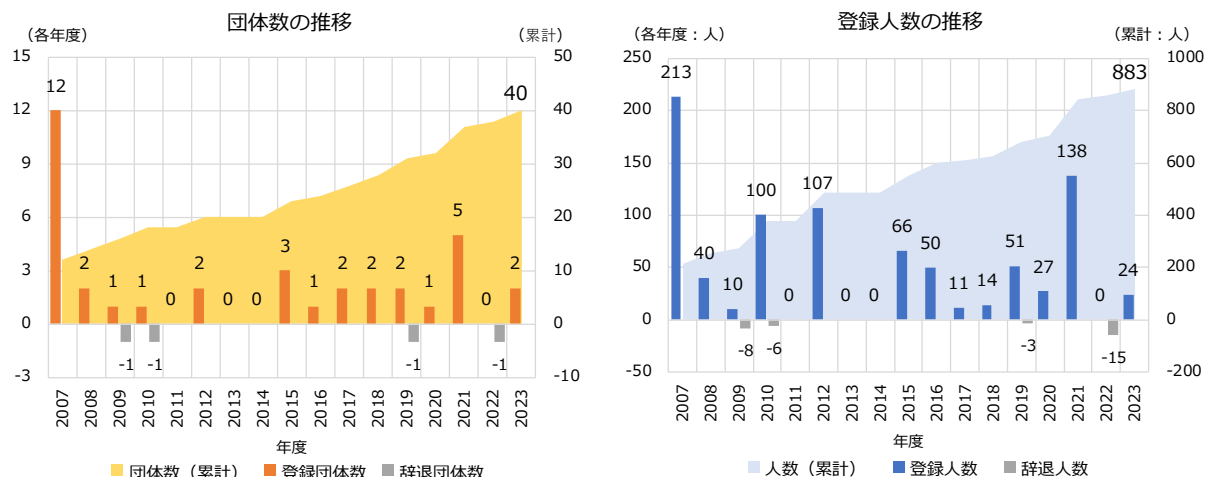


図 アダプトプログラム登録団体数・人数の推移

資料：市都市計画課・土木港湾課資料

②緑に関する活動への市民意識

- 市民アンケートの結果、平成 22 年の市民アンケート調査時より減少しましたが、それでも半数以上が緑を残したり増やしたりする活動に関心ありと回答しています。その反面、参加意向については「参加したい」、「できれば参加したい」を合わせても 30%あまりで、関心の高さに比べて低い割合となっています。緑の保全や維持・管理に関して、市民の参加や協力は重要であり、緑に関する活動についての情報発信や市民が参加しやすい環境づくりが、参加意向の向上につながると考えられます。

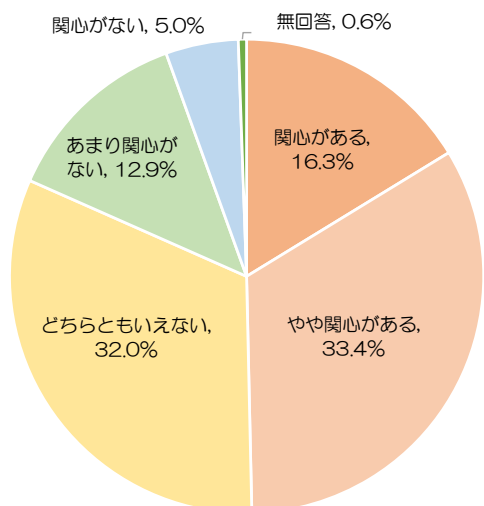


図 緑を残したり増やしたりする活動への関心

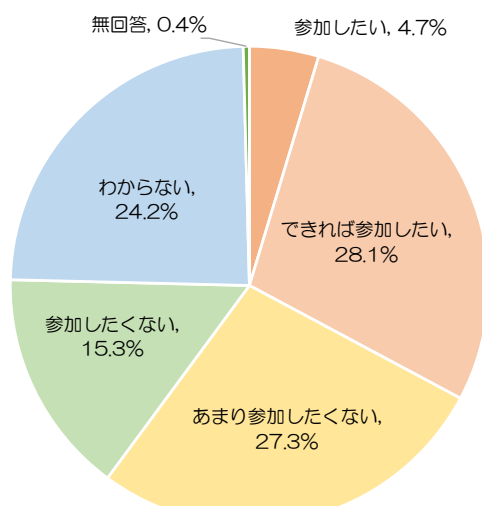


図 緑を残したり増やしたりする活動への参加意向

③公園施設や街路樹等の管理

- 本市の都市公園は、供用開始から40年以上を経過した公園が多く存在し、施設や遊具等の老朽化が進みつつあります。施設の安全確保や公園の魅力向上のため、「蒲都市公園施設長寿命化計画」（令和3年2月）を策定し、計画的な維持修繕、更新を進めています。
- 街路樹に関しては、狭い歩道幅や落葉によって歩行者や沿道住民の障害となる事例が発生しています。また、管理面において、剪定の時期や頻度が課題となっており、強剪定により枝葉の少なく、また不揃いな樹形が形成されるなど、景観的に好ましくない状況も見られます。老木化等に伴う植栽樹木の更新では歩道幅や電線の有無等道路状況に対応可能な樹種の選定が必要になります。

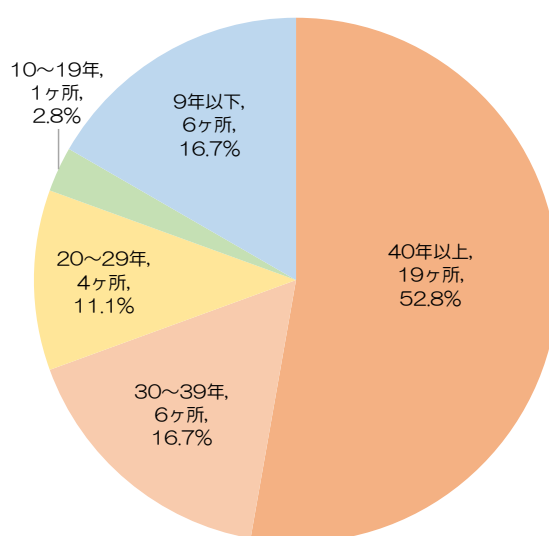


図 都市公園の供用年数別箇所数

2 前計画の進捗

(1) 緑のまちづくりの目標

前計画では、緑の将来像テーマ「青い海と豊かな緑で笑顔になるまち がまごおり」や、緑の将来都市デザインを実現するため、目標と指標を設定しています。

目標 1：市街地の緑づくりを進め、まちなかの緑を豊かにします。

指標 1：市街地の緑被面積

- 市街化区域及び市街地中心部の緑被面積は、ともに増加目標を設定しておりましたが、宅地化の進展に伴う農地の減少などにより、いずれも減少しています。

		平成 22 年	目標（令和 6 年）	現況（令和 5 年）
市街化区域	区域面積	2,051ha	2,069ha	2,058ha
	緑被面積	463.26ha	482ha	391.45ha
市街地中心部	区域面積	280ha	280ha	280ha
	緑被面積	36.35ha	45ha	31.33ha

目標 2：市民に親しまれる公園をつくります。

指標 2：月 1 回以上利用している人の割合（公園の利用頻度）

- 月 1 回以上公園を利用している人の割合は、令和 5 年のアンケート調査では 30%余りとなり、平成 22 年に比べ約 10 ポイント減少しており、目標に対しても約 20 ポイント下回っています。
- 新規公園の設計時にはワークショップやアンケートを実施し、近隣住民への聞き取りを行い、公園整備を進めてきました。ただ、利用頻度の低下の要因として、既設公園の遊具やトイレなど施設の老朽化、草や樹木の適切な管理に係る課題が考えられます。

	平成 22 年	目標（令和 6 年）	現況（令和 5 年）
一般	41.7%	50%以上	31.3%
中学生※	35.7%		

※中学生向けのアンケート調査は、令和 5 年には実施していない

目標 3：市民・事業者・行政が協働で緑のまちづくりに取り組みます。

指標 3：蒲郡市公共施設里親制度（アダプトプログラム）の団体数・会員数

- 蒲郡市公共施設里親制度（アダプトプログラム）の活用状況をみると、平成 22 年に比べ団体数は約 2.5 倍に、会員数は約 2.4 倍に増加し、令和 5 年の現況値は目標を大きく超えてきています。しかし、会員の高齢化や活動参加率の低下等により、活動実績が乏しい団体も見られます。

	平成 22 年	目標（令和 6 年）	現況（令和 5 年）
団体数	16 団体	40 団体	40 団体
会員数	363 人	600 人以上	883 人

(2) 基本施策の推進状況

前計画に掲げた基本施策の推進状況を精査します。

①「緑をいかす」ための施策

施策の方針	施策の方向	基本施策	推進状況	
水辺の保全・活用	①海辺の保全・活用	○自然環境に配慮した干潟・浅場づくり	実施中	・おおむね実施済、実施中であり、引き続き海辺の保全・活用に取り組んでいく。
		○親水性に配慮した護岸づくり	未実施(県事業)	
		○海辺の景観の保全・創出	実施済	
		○レクリエーション的利活用	実施済	
		○協働による海辺の環境づくり	一部実施	
	②河川・水路・ため池の保全・活用	○親水性や自然環境に配慮した河川づくり	実施中	・地域住民や市民団体等と協働による取組が進められている。
		○河川・水路沿いでの景観の保全・創出	一部実施	
		○ため池の環境保全・創出	実施中	
		○協働での水辺の環境づくり	実施中	
	③水質保全対策の実施	○自然浄化能力の回復	実施中(県事業)	・西田川、落合川など河床に砂利を入れ水質改善を図っている。
		○水質保全対策の実施	実施中	
農地の保全・活用	①農地の保全・活用	○営農環境の向上による農地の保全	実施済	・おおむね実施済、実施中であり、引き続き農地の保全・活用に取り組んでいく。
		○環境に配慮した農業の推進	実施中	
		○市街地周辺の農地の保全	実施中	
		○食育、地産地消の推進	実施中	
		○観光やレクリエーションとの連携による農地の利活用	実施済	
樹林の保・活用	①まとまった山林・里山・島しょの緑の保全・活用	○保全のための地域制緑地制度の活用	方針のみ	・山林・里山等の保全・活用に取り組んでいるが、効果が発揮されているかは未検証。 ・樹山地の保全に関する取組みは実施しているが、生態系への効果や影響について把握できていない。
		○里山保全活動への市民の参加	実施中	
		○生態系の保全・再生	未実施	
		○治山機能の保全	実施中	
		○林業の活性化による山林の保全	実施中	
		○山林の活用	実施中	
		○竹林化の防止・再生	実施中	
		○新たな都市づくりでの周辺環境との調和	実施中	
	②市街地に残る樹林地や社寺境内地の保全・活用	○市街地に残る樹木・樹林の保全	方針のみ	・「清田の大クス」の保全ボランティア活動が行われている。
		○協働による身近な樹木・樹林の保全活動	実施中	
		○文化財と一体となった緑の保全・活用	方針のみ	

②「緑をつくる」ための施策

施策の方針	施策の方向	基本施策	推進状況	
公園づくり	①特色ある公園づくり	○多様な生物生息の場としての公園の保全・整備	一部実施	・おおむね実施中。スポーツ施設・場所の拡充に伴い、維持管理費の増加や、老朽化した施設の更新費の増加が課題となっている。
		○スポーツ設備やレクリエーション機能の充実	実施中	
		○防災機能の充実	一部実施	
		○安全で安心できる公園づくり	実施中	
		○特色ある公園づくり	実施中	
		○大規模公園の魅力づくり	実施中	
	②身近な公園づくり	○都市基盤整備に合わせた新たな公園づくり	実施中	・公園整備や公園設備等の更新は、計画的に進められている。 ・公園設計時、ワークショップ等により利用者の意見を取り入れた公園づくりが進められている。
		○適切な公園の配置・整備	一部実施	
		○児童遊園などの見直しによる憩いの場づくり	実施中	
		○協働による身近な公園づくり	実施中	
公共施設での緑づくり	①公共施設での緑づくり	○モデルとなる緑づくり	一部実施	・個々の施設において、緑化等の取組が進められているが、維持管理などの課題から拡大は図られていない。
		○緑の空間の確保	一部実施	
		○本市を象徴する緑づくり	実施中	
	②学校での緑づくり	○緑の学び場づくり	実施中	・小学校ではビオトープや環境学習など自然に慣れ親しむ取組が行われている。
		○災害に備えた緑づくり	未実施	
民有地での緑づくり	①住宅地での緑づくり	○住宅周りでの緑づくり	実施中	・緑化木の配布やアダプトプログラムによる支援等を進めている。
		○地域での緑づくりに関する支援の充実	実施中	
	②商業・業務地での緑づくり	○大規模施設敷地内での緑づくり	検討中	・あいち森と緑づくり事業による緑化活動への支援が行われている・
		○商店街での緑づくり	実施中	
	③工業地での緑づくり	○工業地での緑づくり	実施中	・開発行為許可基準及び大規模行為届出により、緑地の確保が適切に行われている。
		○工業地内の空地での緑づくり	実施中	
	④観光地での緑づくり	○観光地での特色のある緑づくり	実施中	・竹島園地を中心として緑地の保全活動が行われている。
		○ランドマークや眺望点での緑づくり	実施中	

③「緑をつなぐ」ための施策

施策の方針	施策の方向	基本施策	推進状況	
水と緑をつなぐネットワークづくり	①道路や河川による水と緑のネットワークづくり	○主要道路での水と緑のネットワークづくり	実施済	・国道247号など市内の幹線道路の整備は進みつつも、緑化整備は見送られ、ネットワークの形成に課題を残している。 ・一部の河川では緑化活動が行われているが、限定的なものにとどまっている。
		○遊歩道やサイクリングロードによるネットワークづくり	一部実施	
		○主要道路の一体的な緑づくり	実施中	
		○災害に備えた水と緑のネットワークづくり	実施中	
		○河川沿いでの水と緑のネットワークづくり	実施中	
	②観光地をめぐる水と緑のネットワークづくり	○道路や河川で観光資源をつなぐ水と緑のネットワークづくり	実施済	・海陽町など一部の区域で行われてきた。今後、東港まちづくりのなかで検討を進める予定である。
		○海辺の散策路づくり	未実施	

④「緑をはぐくむ」ための施策

施策の方針	施策の方向	基本施策	推進状況	
緑を愛する意識づくり	①緑を守るボランティアの育成	○緑を守るボランティアの育成	実施中	・アダプトプログラムへの参加団体は増加傾向にあるが、会員の高齢化等による活動機会の減少などが課題である。
	②緑の学び場づくり	○緑の学び場づくり	実施中	・小学校では、ビオトープ等を通じて、環境学習が進められている。
	③緑をはぐくむ場所づくり	○市民参加の場の充実	実施中	・市民活動への支援や、出前講座等啓発活動が行われているが、実施回数は限定的な状況である。
		○緑の保全意識の啓発	一部実施	
		○各種イベントの開催	実施中	
		○緑に関する情報提供、情報共有の活性化	実施中	
協働・連携による緑のまちづくり	①協働と連携による緑のまちづくり	○市民・事業者・行政の協働での保全活動	実施中	・公園設計の際、ワークショップ等の取組は行っているが、公園整備時のみと限られている。 ・隣接市町との連携に関しては、具体的な進捗はない。
		○緑に関する話し合いの場所づくり	一部実施	
		○隣接市町との連携	未実施	
	②緑づくりへの支援の充実	○市民や市民団体などへの支援の仕組みづくり	一部実施	・広報などによる情報発信を行っているが、その効果は限定的と思われる。

3 緑をめぐる社会動向

(1) 多様化する住民ニーズへの対応

- 近年、市民の価値観の多様化が進み、自然環境に対する意識や自然とのふれあいに対するニーズが高まっています。また、市民アンケートでは、今後必要な公園として、日常的に散歩などを楽しめ、災害時には避難場所となる身近な公園のほか、飲食施設がある公園や自然豊かな公園などを求める意見も多く、公園に求める機能も多様化しています。このような要望や価値観の変化に対応し、住民ニーズに応えた公園の整備や、身近な緑の保全・活用などの取組が求められています。

(2) 地域活性化に向けた交流人口の増加への対応

- 人口減少や少子高齢化が進む中で、地域活性化の方策の一つとして、交流人口の増加と、それに伴う商業、観光業の振興があげられます。観光のまちである本市は、広域的な集客性を持つ海洋性レジャー・レクリエーション施設等が多数存在し、これらの施設は交流人口の増加による地域活性化に向けた重要な資源となっています。

(3) 温暖化や生物多様性など自然環境を取り巻く問題への対応

- 温暖化や種の保存など地球規模での環境変化に対する市民の意識が高まる中で、脱炭素や生物多様性に関する取組みが全国で進められています。
- 脱炭素社会の実現に向けては、化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換する「グリーントランスフォーメーション（GX）」の取組を進めるため、国では「GX実現に向けた基本方針」をとりまとめ、脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長を同時に実現するための方向性を示しています。
- 都市の生物多様性の確保に向けて、国では地方公共団体の取組が重要として、「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」を策定し、地方公共団体による都市の生物多様性確保の取組が一層推進されるよう働きかけています。
- 市のレベルにおいても、ヒートアイランド現象の緩和や多様な生物の生息・生育環境の確保に寄与する市街地内及び周辺の山林、農地、河川などの緑地に対し、その保全や緑化の推進が求められます。

(4) 激甚化する自然災害の防止・軽減に向けた対応

- 土砂災害や水害を防止する山林、災害時に避難場所となる都市公園、避難経路となる街路樹緑化された幹線道路、緩衝緑地や工場立地法に規定された緑地などのオープンスペースは、災害時における住民の安全確保のほか、被害の拡大や二次災害の防止等様々な役割を果たすと考えられます。このため、これら緑地の保全・整備を進め、災害に強いまちづくりを進めることが求められています。

(5) 持続可能な社会の実現に向けた対応

- 平成 27 (2015) 年の国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、SDGs (持続可能な開発目標) が掲げられました。SDGs では、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール (意欲目標) と 169 のターゲット (行動目標) が掲げられており、緑の都市づくりの分野においても、その実現に向けて積極的に取り組んでいくことが期待されています。
- 人口減少に伴う税収減や高齢化に伴う扶助費の増加等により、市の財政運営は厳しい状況が続くことが予想される中、公園施設等の維持管理においては、限られた財源を効率よく配分し、戦略的、効果的に進めることが必要となっています。

(6) 都市緑地法等の法改正への対応

- 様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくため、都市緑地法、都市公園法、生産緑地法、都市計画法等が平成 29 (2017) 年に改正され、その中で掲げられている目標の実現に向けて、本市においても緑に関する取組みを進める必要があります。
- 令和 6 (2024) 年の都市緑地法等の改正では、民間事業者等による緑地確保の取組に係る認定制度を創設するなど、民有地での緑地創出への支援を強化しています。

《都市緑地法等の一部を改正する法律 (平成 29 年法律第 26 号) の概要》



出典：国土交通省